

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）

1．支援策の概要

バスの有する多様な社会的意義を発揮し、快適な交通・生活を実現するため、市町村が主体となって策定するオムニバスタウン計画に基づき実施される事業に対して警察庁、国土交通省が支援・整備を行います。

2．支援策の内容

(1) 警察庁

補助対象者

都道府県公安委員会

対象地域

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づく指定道路

対象施設

交通安全施設等

補助対象経費

特定交通安全施設等整備事業に係る経費

補助率

5/10

(2) 国土交通省都市・地域整備局

補助対象者

地方公共団体、法律に基づく協議会等

対象事業

総合的な都市交通の戦略に基づく公共交通に関する施設（車両を除く）の整備

補助率

1/3 以内

(3) 国土交通省道路局

補助対象者

道路管理者

対象事業

バスレーンのカラー舗装化、バス停のハイグレード化等、バス路線に係る道路整備

補助率

（地方公共団体が整備する場合） 1/2 等

(4) 国土交通省自動車交通局

補助対象者

地方公共団体（自動車運送事業者としての地方公共団体を除く）、自動車運送事業者、バス協会、トラック協会及びこれらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者

対象事業

オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合、必要な調査、施設整備等事業全体に対して補助する。

補助率

国：1/3 地方公共団体：1/3 （但し、調査については国：1/2）

3 . 問合せ先

警察庁交通局交通規制課

phone 03-3581-0141 fax 03-3593-2375

国土交通省都市・地域整備局街路課特定都市交通施設整備室

phone 03-5253-8111(内線 32-854) fax 03-5253-1592

国土交通省道路局企画課道路経済調査室

phone 03-5253-8111(内線 37-633) fax 03-5253-1618

国土交通省自動車交通局総務課企画室

phone 03-5253-8111(内線 41-163) fax 03-5253-1636